

4-20-14 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、青森県知事（以下「甲」という。）が青森県地域防災計画に基づく応急対策としての物資等の緊急輸送業務に関し、社団法人青森県トラック協会（以下「乙」という。）に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、乙に対し、物資等の緊急輸送を要請することができるものとする。

- (1) 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 県外において災害が発生し、災害救助の必要があると認められるとき
- (3) その他甲が必要と認めるとき

(業務の内容)

第3条 甲が乙に協力を要請する輸送業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の緊急輸送に関すること
- (2) その他物資等の緊急輸送に付随する業務として甲が必要と認めるもの

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 輸送業務の要請を必要とする事由
- (2) 輸送を必要とする期間、輸送先、物資の種類等
- (3) その他参考となる事項

(協力の実施)

第5条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して最大限の協力を行うものとする。

2 甲は、乙が実施する輸送業務が円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力をを行うものとする。

(報 告)

第6条 乙は、前条の規定により輸送業務に従事した場合は、速やかに甲に対し次に掲げる事項を文書（別記様式2）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 輸送期日、輸送先、輸送距離、車両数、人員、輸送物資等
- (2) 事業者名
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 第5条の規定により実施した輸送業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 甲は、前項の費用について、輸送業務終了後、乙から請求書を受領したときは、速やかに支払うものとする。

(事故等)

第8条 乙の供給した事業用自動車故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

- 2 乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害賠償責任)

第9条 乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に記する理由により、事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、その責に帰する理由により、使用中の事業用自動車を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、使用中の事業用自動車の運転者については、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「災害に際し応急措置の業務従事者に係る損害補償条例（昭和38年1月青森県条例第3号）」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該運転者がほかの法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、これらの価格の限度において損害補償の責を免れる。

(連絡窓口)

第12条 この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため連絡窓口を置く。

- 2 前項の連絡窓口は、甲については企画部新幹線・交通政策課とし、乙については協会事務局とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第14条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。